

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

匝瑳市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、匝瑳市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応並びに停電の未然防止についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合に備え、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材・情報等の資源提供を要請するとともに、連携して活動することができる。

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、匝瑳市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ情報を提供するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ情報を提供する。

4 甲は、匝瑳市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、匝瑳市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

（重要施設の優先復旧）

第5条 甲は、匝瑳市内の電力復旧を優先すべき重要施設について、千葉県に提出した施設リストを乙に提供する。

- 2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県および甲と連携の上、調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、広範囲の長時間停電が発生した場合は、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。また、必要に応じ広報車による住民向け広報活動を行う。

- 2 乙は、前項の規定による広報手段では、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(平時における連携)

第7条 災害時における倒木による停電被害の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時における計画的な樹木伐採等については相互で可能な限り連携して取り組むこととする。

なお、計画的な樹木伐採等の実施にあたっては、別途具体的な内容を定めた協定等を検討する。

(覚書の締結)

第8条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を定める。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第11条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月4日

匝瑳市八日市場ハ793番地2

甲 匝瑳市

匝瑳市長 太田 安規

成田市花崎町822番地1

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

成田支社長 石部 晴久